

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>事業所母集団データベースの整備 (第1WG・第3WG)</p>	<p>第2-1 <u>公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべく施策</u></p> <p>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(2) ビジネスレジスタターの構築・利活用</p> <p>◇ 本文には、母集団情報の整備のため、経済センサスー基礎調査の実施、行政記録情報を活用した母集団情報の更新等の必要性を記述。</p> <p>◇ 別表には、①「<u>経済センサスー基礎調査</u>」(基幹統計調査)による企業の親子関係の把握、②業種名、従業者数、事業所数等の定期的照会、③雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届からの新設、廃止事業所の把握、④大規模調査の結果、EDINET情報、産業財産権と企業の登記情報の照合、事業所・企業識別番号と日本輸出入者標準コードの照合のビジネスレジスタターへの活用の検討について記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 平成24年度においては、事業所母集団データベースシステムの運用開始、行政記録情報に基づく新設法人の把握に係る定期的な照会、平成26年経済センサスー基礎調査に係る統計委員会への諮問等の取組が行われており、平成26年経済センサスー基礎調査への対応を除き「実施済」の自己評価。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 事業所母集団データベースの整備については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。</p> <p>○ また、同データベースは、経済統計や労働統計等の分野における効率的な統計の作成・精度向上等において重要なシステムと位置付けられることから、更なる取組の充実発展を図るべき。</p> <p>○ 事業所母集団データベースシステムは、平成25年1月から運用を開始しており、今後は、データの蓄積や利活用の推進を図ることが必要。</p> <p>○ 公的統計の整備に当たって、効率性のみならず、統計の質の確保・向上や報告者負担の軽減という観点からも重要な事項であり、関係府省の協力の下に進めていく必要があるため、次期基本計画において重点的に対応。</p> <p><基本的な考え方></p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>① 継続して実施すべき取組(年次フレームの作成、共通事業所コードの保持等)については、関係府省の協力の下、今後も継続的に実施する。</p> <p>② 事業所母集団データベースにおける今後の母集団情報の整備に当たっては、<u>母集団情報を把握する統計調査から、新たな行政記録情報や民間情報の活用、「事業所・企業照会」業務の拡充→及び精度向上を図ることに重点を置く取組を推進する。また、これを実施するために必要な統計リソースの確保・育成に努める。</u></p> <p>③ 事業所母集団データベースを活用した「事業所・企業実態統計」の作成及び提供に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計の作成についても検討を進める。</p> <p>④ 社会保障・税番号制度における法人番号について、その運用・管理状況を注視しつつ、<u>将来的な事業所母集団データベース等における利用も視野に入れた向けて検討を進める。</u></p> <p>⑤ <u>経済センサスー活動調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について検討する。</u></p>

備考 (留意点)	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所母集団データベースは、これからデータの蓄積を順次図っていく段階であり、調査票情報以外の情報も含むことから、利用範囲の拡大については、ニーズを踏まえつつ段階的かつ慎重な検討が必要。・ 現行基本計画の下、事業所母集団データベースの登録情報と他のデータベース等の企業情報との照合作業を実施していることから、順次可能なものから情報の相互利用を図っていく予定。
----------	---

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当関係)		現行基本計画の該当項目 (概要)
WG)	<p>統計作成の効率化及び報告者負担の軽減① (行政記録情報等の活用) (第3WG)</p>	<p>第3-1 効率的な統計の作成 (1) 行政記録情報等の活用</p> <p>◇ 本文には、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、統計精度の維持向上、報告者の負担軽減・統計作成の効率化を図るため、①過去の答申等において行政記録情報等の活用が指摘されている事項の検討、②統計調査計画の策定に当たって、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無を事前に調査・検討することの原則化、③行政記録情報等の直接的な利用が困難な場合、統計作成機関が費用等を負担し、当該保有機関による特別集計を行うこととの原則化及び④統計作成における行政記録情報等を活用することの有効性等についての国民の理解の促進など、行政記録情報の活用環境を整備するための方策を検討することを記述。</p> <p>◇ 別表には、税務データの特別集計結果を統計調査の欠測値等の推計や補完に活用するための課題等を検討することに加え、本文に記述された事項とはほぼ同内容の個別措置を記述。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 行政記録情報等の活用については、「実施困難」と自己評価している1事項を除き指摘に沿った取組が進められているほか、事前に行政記録情報等の活用についての確認・検討の原則化についても着実に対応している。また、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」を継続的に実施し、「事業所母集団データベースの活用に関する検討会議」を活用した情報共有も実施していることから、「実施済」又は「継続実施」との自己評価。</p> <p>○ 一方で、特別集計による税務データの活用については、昨年度の施行状況報告の審議結果を踏まえ、地域や業種を限定するなどしたデータに基づいた検証を行うための検討中であることから、「実施予定」との自己評価。</p>	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 行政記録情報等の活用については、おおむね計画に沿った取組が進められており、所期の目的を達成しているが、更なる取組の推進を図ることが必要。また、税務データの特別集計結果の活用については、昨年度の指摘を踏まえた取組が行われているものの、検証作業中であり、その検証結果を注視することが必要。</p> <p>○ 行政記録情報等の活用は、正確な統計作成のみならず、効率的な統計作成や報告者の負担軽減という観点からも、その重要性は高まっており、継続的な取組が必要。</p> <p>○ また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆる「マイナンバー法」)の成立を受け、その動向の把握や統計における活用余地等を検討することも必要。</p> <p>○ なお、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)においても、統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定。</p> <p>〈基本的な考え方〉</p> <p>① 「行政記録情報等の活用についての確認・検討の原則化」及び「直接的な利用が困難な場合の特別集計による活用についての確認・検討の原則化」については、基本的な取組として更なる定着の促進を図る。</p>	

	<p>② 特別集計による税務データの活用については、現在実施中の検証結果を踏まえて、更なる活用の余地等を検討する。</p> <p>③ また、政府が保有する行政記録情報等の統計作成への活用について、オープン化の推進を図る観点から、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」の継続・充実を図るとともに、行政記録情報等の活用推進に関する課題を整理し、その課題解決に取り組む。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「税務データの特別集計結果の活用」及び「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」に関連する事項については、個別の取組事項として整理。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（担当関係WG）		現行基本計画の該当項目（概要）
統計作成の効率化及び報告者負担の軽減② （オンライン調査の推進） （第3WG）	新規事項	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	—	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	—	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 近年のIT技術の急速な発展に伴う高度情報化社会の到来や、調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、正確かつ効率的な統計を作成することもに報告者の負担軽減を図る観点から、統計調査の調査方法としてオンライン調査の導入とオンラインによる調査票回答の促進が重要な課題となっており、次期基本計画において、その推進を図ることが必要。</p> <p>○ また、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)においても、世界最高水準の電子政府の実現に向け、オンライン調査の徹底等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>① 統計作成の効率化、多様な報告方法を提供することによる報告者の報告の利便性の向上の観点等から、所管統計調査におけるオンライン調査導入を検討することを原則化する。</p> <p>② オンライン調査の導入に当たっては、導入が有効と思われるものに重点化するとともに、導入後はオンライン回答率の向上策の検討を行い、各調査のオンライン化の取組を推進する。その際、オンライン調査に関連するプログラム開発やランニングコスト等の必要なコストも十分勘案する。</p> <p>③ 総務省は、各府省の取組を支援するため、各府省におけるオンライン調査の導入状況や課題等に係る情報共有を行うとともに、政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等府省横断的な基盤整備に向け充実を図る。</p> <p>④ パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなどIT技術の普及状況を勘案した対応を推進する。</p>	

備考（留意点等）

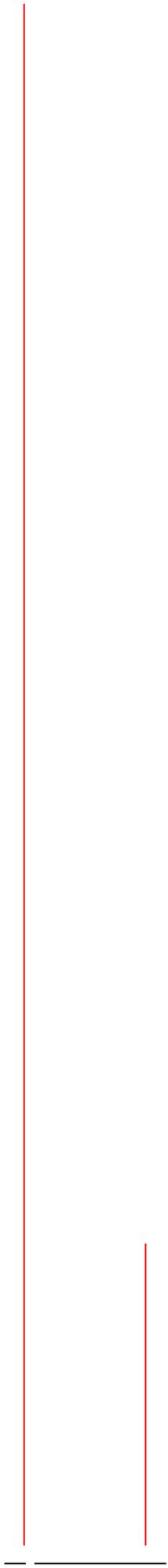
⊖・ オンライン調査の導入率は、平成23年度に約54%（220調査中119調査）となっており、着実に増加しているものの、回答率は調査の報告者（公的機関、事業所・企業、世帯等）やその規模等によって区々となっている状況。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>比較可能性を考慮した統計分類基準等の見直し (第1WG) (第2WG)</p>	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、統計基準を用いる効果や各種国際基準との整合性に留意すること等の取組の方向性を記述。 ◇ 別表には、日本標準職業分類、指数の基準時及びウエイト時の更新についての基準等を新たに統計基準に設定する等の取組を記述。
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計基準の設定については、平成23年度までにすべて措置済み。
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画に掲げられたいづれの事項についても、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果において、すべて妥当と評価。)
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計法に規定する統計基準については、現行基本計画に掲げられた事項の整備が一段落していることから、次期基本計画では、統計法に規定する統計基準とはしないものの、統計相互の比較可能性の向上を図るために見直しが見込まれる「統計分類」について優先的に取組を実施。 <基本的な考え方> <ol style="list-style-type: none"> ① 統計相互の比較可能性向上の観点から、「日本標準商品分類」(特にサービスの分類)及び「従業上の地位」についてそれぞれの利用目的や報告者負担も考慮した上で、見直しを図る。 ② 各統計で使われている表章区分(年齢や事業所規模等)の実態を把握して、統計の有用性の向上、統計ニーズへの対応の観点から、<u>基準統計を中心に表章区分(年齢や事業所規模等)の現状を整理した上、標準的な区分のあり方を検討し、必要に応じて見直しを図る。</u>
<p>備考 (留意点)</p>	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（担当関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
<p>統計リソースの確保及び有効活用④のための取組 （統計リソースの充実のための取組） （第3WG）</p>	<p>第3-2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ◇ 本文には、我が国の統計部門における予算・定員枠が各府省の中で優先順位が必ずしも高くはない現状や、統計の信頼性の確保並びに新たな統計の整備及び提供に対応するため、統計リソース（公的統計の作成・提供のための予算及び人員）を確保し、有効活用することで、社会の情報基盤にふさわしい統計を政府が責任をもって提供することを記述。 ◇ 別表には、①政府全体の調整機能の発揮、②各府省の取組、③各府省の取組への支援、④府省横断的な統計ニーズへの対応についての具体的な措置、方策を記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 統計リソースの確保等については、「実施困難」と自己評価している1事項を除き、既存統計の見直し・効率化、必要なリソースの確保、リソースに関する情報共有等継続的な取組を行っていることから、「継続実施」との自己評価。 ○ 一方で、専門家集団の編成については、昨年度の施行状況報告の審議結果を踏まえ、統計リソースWGで検討が行われたものの、①各府省の検討会による専門家集団の一部機能の代替、②専門家集団編成の具体的ニーズがない、③各府省における人員派遣等の余裕がないことから、専門家集団の編成に替えて、既存の組織・機能等を活用すべきという結論を得たことから、「実施困難」との自己評価。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 統計リソースの確保等については、おおむね計画に沿った取組が進められている。一方、専門家集団の編成については、専門家集団の編成自体は「実施困難は妥当」と評価するものの、専門家集団の編成の目的としていた新たな統計の作成や調査実施計画の策定等の支援については、既存の組織・機能等を活用する方策を検討することが必要。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであり、社会の情報基盤としてふさわしい統計を、政府が責任をもって提供するために、統計リソースの確保に努め、有効活用を図ることが重要かつ不可欠なものであることから、取組の一層の推進を図ることが必要。 <基本的な考え方> ① 統計リソースの確保及び有効活用に向けて、不断の努力を行うとともに、次期基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。 ② 専門家集団の編成に代えて、総務省統計研修所の研究機能を整備・充実するなどして、各府省の新たな統計の作成、調査実施計画の策定等を支援することについて検討する。 ③ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等中核的な役割を果たすこととが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	



項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

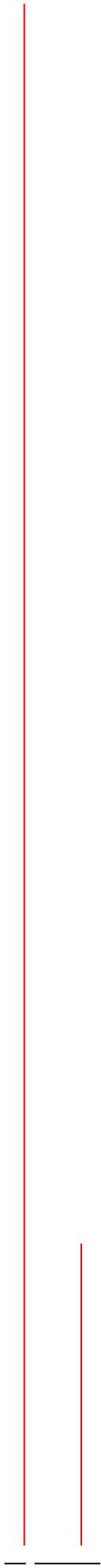
現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当関係W)	
G)	
統計リソースの確保及び有効活用 有効活用② -調査体制の機能維持、 国と地方公共団体の連 携- (第3WG)	<p>第3-2 統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>(2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携</p> <p>◇ 本文には、①地方公共団体の統計部局は、当該地方公共団体における統計の整備・提供を推進するとともに、実査機関として基幹統計における真実性・統一性の確保に重要な役割を担っていること、②これらの実査機関では、担当職員数の削減や業務量の変動、更に統計調査員の確保難等の課題が生じ、その解決が必要なこと、③この課題を解決し、実査体制の機能維持を図るためには、国と地方公共団体の連携が必要不可欠となっていることなどを記述。</p> <p>◇ 別表には、①地方公共団体を經由する必要がある調査の範囲の精査、見直し、②地方公共団体の統計部局における業務量の平準化、③地方別表章の充実等、④統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価等の見直し、⑤地方公共団体の統計部局が必要な人材が確保できるための支援、⑥統計調査員の処遇改善等についての具体的な措置、方策を記述。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 実査体制の機能維持等については、地方公共団体を經由する調査の範囲の精査、見直し、各府省で行われる統計調査の年間業務スケジュールの提供、地方公共団体に対する技術的支援、統計再任職員の対象範囲等の見直し、統計調査員の役割等が行われていることから、「継続実施」との自己評価。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 調査体制の機能維持等については、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、その現状や役割からみて、更なる取組の充実に図ることが必要。</p> <p>○ また、基幹統計調査の結果は、地方公共団体においても活用されている重要なデータであり、現行計画にも盛り込まれているように、国と地方公共団体が連携を強化して、統計の作成・提供に取り組むことが必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 地方公共団体の統計部局は、基幹統計の作成・提供に当たって重要な役割を担っているのみならず、地域の視点からの改善にも大きく寄与している。また、統計調査員による調査は、調査票の回収率や記入内容の正確性が高まるなど統計調査の実実性及び統計内容の正確性の確保に大きく寄与しており、調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携は重要かつ不可欠なものであることから、継続的な取組が必要。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 調査体制の機能維持等については、これまでの取組の更なる定着を図るとともに、①地方公共団体を經由する調査については、調査対象も勘案した適切かつ効率的な調査手法の検討、②地方公共団体の業務量を平準化するための中長期的な取組、③地方表章の充実のための更なる支援等を検討・実施する。</p>
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当関係 WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
統計リソースの確保及び有効活用 ③ (統計職員等の人材の育成・確保)	第3-2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ◇ 本文には、公的統計の作成においては、その作成に携わる職員の専門的能力を育成・確保することが重要であるものの、公務員制度等の制約もあり、専門性の高い職員等の育成等が困難な状況を踏まえ、我が国の統計作成組織全体として、その改善を図ることを記述。 ◇ 別表には、①中核的職員の計画的な育成・確保の推進、②国際社会において貢献できる人材の育成・確保の育成・確保に向けた研究の実施の具体的な措置、方策を記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 統計職員等の人材の育成・確保については、①人事評価における業績評価目標の設定、②実務能力向上のための研修の充実、③各府省間の情報共有、④国際対応能力向上のための方策の推進等の取組を継続的に実施することから、「継続実施」との自己評価。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 統計職員等の人材の育成・確保については、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、統計職員等の量的な拡充が困難な中、質の向上を図る観点から、更なる統計職員等の人材の育成の充実に努める必要がある。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 公的統計の作成においては、その作成に携わる職員が専門的能力を発揮することが重要であり、我が国の統計作成組織全体としても、専門性の高い人材を育成し、確保することは必要である。このため、これまで以上の人材の育成・確保を意識した人事交流や研修の充実等について、継続的な取組が必要。 <基本的な考え方> ① 統計職員等の人材の育成・確保については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。 ② 総務省統計研修所については、統計職員等の人材育成において重要な役割を担っていることから、研修内容等の充実及び人材育成支援のための機能の拡充について検討する。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当関係WG関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
統計リソースの確保及び有効活用④ (災害発生時等の備え)(第3WG)	<p>第3-2 統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>(1) 統計リソースの確保及び有効活用(「緊急ニーズへの対応」部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、緊急のニーズに的確に対応した統計の作成に当たっては、統計リソースの有効活用方を検討することを記述。 ◇ 別表には、緊急ニーズが生じた際、行政記録情報等及び既存の統計調査結果の特別集計による活用や、承認審査事務の簡素化・迅速化等を行うよう記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災による被災県の人口移動への影響の分析、就業に関する影響、復興状況を把握するための統計データ等の提供等に、継続的に取り組んでいることから、「継続実施」との自己評価。 ○ 平成24年度中に該当事例はなかったものの、緊急のニーズが生じ、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務の簡素化・迅速化を図るとしていることから、「継続実施」との自己評価。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の対応については、東日本大震災という未曾有の災害の中で、各調査実施者及び実査を担当する地方公共団体が正確な統計の提供等に尽力したことを評価。一方で、大震災に際して講じられた特別な措置や国民への情報提供等における課題については、各府省が個別に対応するものと府省横断的に対応するものに整理し、更なる取組の推進を図ることが必要。
次期基本計画における取り扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的統計は、大規模災害等の発生時に、被害状況の把握・影響の推計にとどまらず、その後の復興計画の策定や復興状況を評価する際のデータとしても活用されるなど、重要な役割を担っている。東日本大震災に係る統計関係の施策等に関する調査研究の結果によれば、①災害時のリソースの想定や府省・県間の情報連携などの体制面、②調査員の安全確保などの実査面及び③集計・公表面における課題等がみられることから、これらの課題解決に向けた取組が必要。 ○ 現行の基本計画では、地震等の災害への対応を含めた「緊急ニーズへの対応」を想定していないため、新たな項目建てをした上で、内容の充実を図る。 <基本的な考え方> <ul style="list-style-type: none"> ① 上記の調査研究の結果等を基に今後の大規模災害発生時の対応に向けた課題を抽出し、個別調査ごとに対応するものと府省横断的に対応するものに整理した上、それぞれ具体的な対応方策の検討を行うことと定める。 ② また、この検討取りまとめに当たっては、災害発生時の対応について、日頃から調査関係者の自覚・判断力を養うような方策についても検討するし、順次取組を進める。
備考 (留意点等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災県からは、単にマニュアルの作成・配布にとどまらず、日頃から自覚・判断力を養うような取組が必要と提言。



項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ(担当関係W)	
G)	
統計リソースの確保及び有効活用⑤ -(民間事業者の活用)- (第3WG)	<p>第3-1 効率的な統計の作成 (2) 民間事業者の活用</p> <p>◇ 本文には、新たな統計作成ニーズに的確に対応していくため、これまで以上に積極的かつ効果的に民間事業者を活用していくことが必要。一方、民間事業者の活用にあたっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等が前提であることや、公的統計の企画立案業務の中核的業務は国が自ら行うことが適当であることに留意するよう記述。さらに、郵送による実査業務や照会対応業務等の民間事業者が履れたノウハウやリソースを持つ業務については、積極的に民間事業者を活用する。一方で、国の統計全体の精度や国政の運営に支障が生じるおそれがある調査員による実査業務は慎重に検討するよう記述。</p> <p>◇ 別表には、①民間事業者の積極的な活用に関する検討状況の確認、②適正な管理のためのガイドラインの改定、③統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場の設置、④民間事業者団体等との意見交換の実施等具体的な措置、方策を記述。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 民間事業者の活用については、①総務省による承認審査時及び内閣府統計委員会による審議時に民間事業者の活用に関する検討状況を確認しているほか、②統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法については品質保証ワーキンググループにおいて検討中。また、③民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検討を行うための民間事業者団体等との意見交換を実施していることから、「継続実施」との自己評価。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 民間事業者の活用については、おおむね計画に沿った取組が進められているが、更なる充実を図るため、今後も継続的な取組が必要。この取組にあたっては、公的統計のプロセス保証の導入・活用について検討し、民間事業者の適正な管理に努めるよう留意。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 限られた統計リソースの有効活用や実査機関の業務負担軽減の観点から、平成24年度に実施した249統計調査中205統計調査(全体の82.3%)において、何らかの事務を民間事業者が実施するなど、民間事業者の活用は着実に増加しており、今後とも積極的かつ適正に民間事業者を活用することが必要。</p> <p>○ しかしながら、民間事業者の活用にあたっては、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については企画立案業務等の中核的業務は国自らが行う必要がある。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある調査については、慎重かつ十分に検討すべきこと。</p> <p>←基本的な考え方→</p> <p>① 民間事業者の活用については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。 ② 公的統計の品質保証に係るプロセス保証導入の検討結果を活用し、適正な仕様書の作成等を支援するため、必要に応じて民間事業者活用ガイドラインの改定を検討する。</p>

備考 (留意点等)

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当関係WG)	第3-3 経済・社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用 ◇ 本文には、時代の変化や社会のニーズに対応した公的統計の整備及び提供を行う観点から、各府省が従来から実施してきた取組に加え、統計利用者の要望等を幅広く把握するとともに、統計利用者との意見交換の場を設け、府省横断的な統計の整備・改善に反映することが必要と記述。 ◇ 別表には、内閣府統計委員会と統計利用者等との意見交換を実施すること、利用者ニーズを把握するに当たっては <u>実際の</u> 、「政府統計の総合窓口」(e-stat)の活用について記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 平成25年3月に「統計委員会と統計利用者との意見交換会」を実施するなど、毎年度継続的な取組を行っていることから、「継続実施」との自己評価。 ○ また、e-Statを活用し、「統計ニーズに係るアンケート」を行い、統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを継続的に把握していることから、「継続実施」との自己評価。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 統計のニーズの継続的な把握・活用については、統計委員会における統計利用者からの意見聴取、e-Statを活用した統計ニーズに係るアンケートの実施等具体的な取組が行われている。 ○ 統計委員会と統計利用者との意見交換会については、交換会が活性化する方策を検討すること、また、統計ニーズに係るアンケート調査については、各府省窓口との連携強化など新たな取組を検討することが必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 時代や社会の変化に適切に対応した公的統計の整備及び提供を行っていく上で、統計利用者等のニーズを把握することが重要である。ニーズを的確に把握するに当たっては、情報通信技術等の更なる活用や府省横断的なニーズを把握できる仕組みの検討を行うなど継続的な取組が必要。 <基本的な考え方> ① 統計のニーズの継続的な把握・活用については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。 ② 更なる定着の促進を図るに当たって、統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討を行うなどの活性化を検討する。 ③ また、統計ニーズに係るアンケート調査については、調査票情報等の提供及び活用等のニーズを具体的に把握するため、各府省との連携強化方策等を検討するに <u>上</u> で、 <u>見直しを行う</u> 。
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当関係 WG)	<p>第3-3 経済・社会の環境変化への対応</p> <p>(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化</p> <p>◇ 本文には、統計リソースの有効活用の観点から、既存統計の見直し、統計作成方法の効率化の推進の必要性を記述。この見直し、効率化に当たって、統計の品質の維持・向上の視点とともに、統計調査に対する客観的な評価結果を踏まえた検討の必要性を記述。</p> <p>◇ 別表には、具体的にIMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定し、各府省において上記ガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施することにより、公的統計の見直し・効率化を図ることや、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等を規定することを記述。</p> <p>第3-5 その他</p> <p>(3) 統計の中立性</p> <p>◇ 本文には、公的統計に対する国民の信頼を確保し、質の高い優れた統計を作成・提供する観点から、作成及び公表過程の透明化を図ることの必要性を記述。</p> <p>◇ 別表には、公的統計の品質保証に関するガイドラインを踏まえた統計作成過程の公表、公表期日前の統計情報を共有する範囲等を定め、公表することを記述。</p>
統計調査環境の改善② —統計の品質保証活動の推進— (第3WG)	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計の評価を通じた見直し・効率化については、公的統計の品質保証ガイドラインの策定は実施済、ガイドラインに基づく各府省の自己評価等は継続実施と自己評価し、公的統計に対する品質保証への取組を継続的に実施中。 ○ 公的統計の作成及び公表過程の透明化については、品質保証ガイドライン及び最適化計画に基づく取組を進めており、「継続実施」との自己評価。また、公表期日前の統計情報を共有する範囲等については、各府省で内規を定め、公表していることから、「実施済」との自己評価。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的統計の品質保証に対する取組は、統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保に向けた重要な取組であり、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した、社会の情報基盤として優れた統計を作成し、提供するためにも継続的な取組が必要。 ○ また、公的統計の品質保証については、公的統計の作成過程の一層の透明化を図り、民間事業者を活用する際の管理にも有効であることから、公的統計のプロセス保証の導入についての検討が必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保に向けた公的統計の取組は、経済・社会情勢の変化のニーズを的確に対応した質の高い統計を作成する上で重要であり、国際的な動向にも一致。 ○ 公的統計の品質保証に係る一層の充実を図る上で、現在、行っているプロダクト保証に加えて、プロセス保証を導入することも重要。 ○ また、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ～経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)においても、統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定。

	<p><基本的な考え方></p> <p>① 公的統計の品質保証に対する取組については、各府省における取組のベストプラクティスを共有し、自己評価結果の公表等更なる取組の推進を図る。また、各府省は公的統計の品質の表示・評価・改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を図る。</p> <p>② 公的統計のプロセス保証については、より一層の統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保のため有用であることから、国際的な動向や関連学会における研究結果も踏まえ、導入に向けた具体的な検討を進める。</p>
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ(担当関係) G)	<p>第3-3 経済・社会の環境変化への対応 統計に対する国民の理解の促進</p> <p>◇ 本文には、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、調査対象となる個人や企業等に統計調査への協力を求めるための広報・啓発活動や要請を効果的に実施することや、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善等につながることを国民に理解してもらうことの重要性を記述。</p> <p>◇ 別表には、ホームページ等を通じた広報・啓発活動、マンション・ビル管理の業界団体等への協力要請等具体的な措置、方策や、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方針の検討等を記述。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民・企業への各府省の広報・啓発活動については、ホームページ等の充実、利用者のニーズに応じた対応等の取組を継続的に進めていることから、「継続実施」との自己評価。 また、業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等も積極的に実施していることから、「継続実施」との自己評価。 ○ 非協力者に対する具体的な対処方針として、平成25年3月に「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を取りまとめていることから、「実施済」との自己評価。 また、各府省における非協力者への対処についても、継続的な取組が行われていることから、「継続実施」との自己評価。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民・企業への広報・啓発活動の充実については、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、各府省におけるホームページの見直しや個別協力要請など、具体的な取組が行われているものの、引き続き取組の充実を図り、統計調査に対する協力意識の向上に向けた取組を継続することが必要。 ○ 非協力的な報告者に対しては、個別に協力を促すなどして統計調査に対する理解を深める取組の継続・充実に図るとともに、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考として、各府省が、所管統計調査の実施状況を十分に検証し、必要な意見交換等を行い、それを踏まえた対処マニュアルを作成し、適切かつ円滑に対処することが必要。 なお、非協力者への対処については、様々な検討が必要。 ○ 政府のみならず、国民・企業にとっても有用な公的統計を作成するためには、統計調査において正確な情報を報告してもらうことが重要。 このため、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善等につながることを国民に正しく理解してもらうための取組の継続・充実に図ることが必要。 <p><基本的な考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国民・企業への広報・啓発活動については、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、取組の充実を図ることを基本的な方針とするとともに、各府省のベストプラクティスの共有を行うなどして、取組の一層の推進を図る。 ② 各府省は、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、府省間、地方公共団体とも情報の共有を行い、所管統計調査の実施状況を十分に検証した上でマニュアルを作成する。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	

	③ 非協力者への対応については、総合的な観点で、引き続き、検討を行う。
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当関係) G)	現行基本計画の該当項目 (概要)
経済調査環境の改善 ④ 統計リテラシーの向上 ④ (第3WG)	<p>第3-3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、初等教育から高等教育に至るまでの各段階において、統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育を拡充する必要性を記述。 ◇ 別表には、小・中・高等学校の教員が児童・生徒に対して、統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する教育を適切に行えるよう、教員に対する研修の充実や、教材の提供等を行うことなどを記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計調査の有用性や統計調査への協力の重要性等について、教員に対する研修並びに児童や生徒が関心を持つような分かりやすい教材の提供及びホームページの掲載内容の改善については、各府省で継続的な取組が行われていることから、「継続実施」との自己評価。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計教育については、教員に対する研修内容の充実を図るとともに、各府省ホームページにおける学習サイトにおける充実・見直し等の取組が進められているものの、統計や統計調査に対する理解を深める観点から、引き続き、統計倫理を重視した統計リテラシーの向上を図ることが必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する理解を深めるためには、教師等を対象とする実践的な研修、統計の有用性や統計データの活用能力を高めるための教材の提供を行うなど、統計倫理を重視した統計リテラシーの向上が必要であり、更に、統計の重要性について児童生徒が学ぶことが必要。 ○ 統計リテラシーの向上については、項目の重要性を鑑み、現行計画の「統計に対する国民の理解の促進」から独立した項目建てにした上で、内容の充実を図る。 <p><基本的な考え方></p> <p>統計リテラシーの向上に当たっては以下の取組が必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国及び地方公共団体は、統計に関係する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、統計データを実際に用いたワークショップ型授業の推進を図る。 ② 総務省政策統括官は、学会や教育関係者等と連携し、教師等の研修参加者が、統計教育の実践方法、統計データの活用した実践事例及び統計教育の重要性を児童に学ばせる方法を体験する研修の機会を、中央だけでなく地方においても拡充する。また、統計研修所は、統計データの探し方や利用方法等、教育関係者のニーズに即した研修の内容を充実する。 ③ 国及び地方公共団体は、学会や教育関係者等と連携し、カリキュラムの開発及び統計データの活用能力を高める教材を作成・開発する。 ④ 総務省統計局は、ニーズの把握を行った上で、統計法の制約を受けず、広く一般的に活用可能な「一般用ミクロデータ (仮称)」^(注)の作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。また、各府省においても、総務省統計局の取組を踏まえつつ、所管する統計調査の統計データの更なる活

	用を検討する。 (注) 集計表から作成するなど、調査票情報を直接的に用いない方法により作成する擬似的なマイクロデータ。
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（担当関係） G)		現行基本計画の該当項目（概要）	
統計データの有効活用 ④a （調査票情報等の提供 及び活用） （第3WG）	第3-4 統計データの有効活用の推進 (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供 ◇ 本文には、統計に対するニーズが多様化・高度化する中、平成19年の統計法全面改正に際して、諸外国の制度を参考に「統計データの二次的利用」（オーダーメイド集計及び匿名データの作成・提供）の制度を新たに整備したことを受け、秘密の保護に配慮しつつ、その推進を図るよう記述。 ◇ 別表には、①二次的利用に関する年度計画の策定・公表、②ガイドラインに基づく適切な事務処理の実施、③ニーズを踏まえたサービスの拡充及び④オンライン利用の検討等を実施するよう記述。		
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 二次的利用については、年度計画の策定・公表や、利用の対象となる統計調査の種類・年次の追加等に継続的に取り組んでいることから、「継続実施」との自己評価。 ○ また、オンライン利用についても、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、オンライン利用を可能とする環境整備に向けた検討（論点整理等）を進めていることから、「継続実施」との自己評価。		
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 調査票情報等の提供及び活用は、一部検討中の事項を除き、おおむね計画に沿った取組が進められているもの、オンライン利用の実施に向けた検討を進めるとともに、その他の活用策の検討（データの匿名性や求められるセキュリティレベルに応じた利用者、利用条件及び利用方法等の整理・見直し等）を進め、更なる取組の推進を図ることが必要。 ○ 調査票情報等の提供及び活用は、国民の負担によって収集された統計データをより有効に活用する観点から重要な取組であり、現行計画期間中の取組を踏まえ、更なる発展・充実を図ることが必要。また、この調査票情報等の提供及び活用の検討に当たっては、秘密の保護に十分配慮することが必要。 ○ 本項目については、「統計データ・アーカイブ」の項目と統合し、一体的な取組として検討することが適当 ＜基本的な考え方＞ 調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルやデータの匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性を勘案した上、統計法制度上の整理を含め、以下の取組を推進する。 ① 調査票情報の提供及び活用については、セキュリティ確保に二万全を期す観点から、現行の調査票情報の貸渡しによる利用方法からオンライン利用やプログラム送付型集計・分析に段階的に移行することとする。また、オンライン利用のためのガイドライン等の整備やプログラム送付型集計・分析のための技術的検証等の実用化に向けた具体的な検討を推進する。 ② 匿名データの作成・提供については、利用者のニーズや匿名化の程度と有用性の確保に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、年次追加に伴う手続きの簡素化を図る。		

	<p>③ オーダーメイド集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進めるとともに、利用者のニーズ把握に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、検討に当たっては、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。</p> <p>なお、上記の①～③の取組においては、秘密の保護に十分配慮するとともに、利用に係る事務の効率化・簡素化や利用料金等についての必要な見直しを図る。</p>
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（担当関係） G)	現行基本計画の該当項目（概要）
<p>統計データの有効活用 ④b （統計データ・アーカイブの整備） （第3WG）</p>	<p>第3-4 統計データの有効活用の推進 (2) 統計データ・アーカイブの整備 ◇ 本文には、統計データ・アーカイブを通じ匿名データ等の提供を行っているという諸外国の現状に対し、調査票情報の積極的な活用方針が十分検討されておらず、また、各府省で保存している調査票情報の管理も良好とは言えないという我が国の状況を踏まえ、我が国における統計データ・アーカイブの整備に向けて、機能や蓄積する情報の範囲等について検討するよう記述。また、蓄積データの基となる調査票情報等について、政府全体としての統一的な保管のためのガイドラインを策定するよう記述。 ◇ 別表には、①統計データ・アーカイブの整備に向け、検討会を設置し、二次的利用の在り方を含めた検討を行うこと、②調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定し、適切な保管を推進すること等について記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 統計データ・アーカイブの整備については、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、統計データ・アーカイブに期待される機能の観点ごとに論点整理を行うなどの検討を進めているものの、現行基本計画内には結論を得ることは困難なことから、「実施可能」との自己評価。 ○ 調査票情報等の適切な保管については、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」に基づき、各府省において継続的な取組を行っていることから、「継続実施」との自己評価。なお、当該ガイドラインの策定自体については、平成23年度の施行状況報告の審議において、「実施済は妥当」との判断。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 調査票情報等の適切な保管については、計画に沿った取組が進められているものと評価。一方で、統計データ・アーカイブの整備については、検討途上であることから、引き続き整備に向けた検討を行うことが必要。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 統計データ・アーカイブの整備については、調査票情報等の提供及び活用とも密接に関連する重要な事項であり、これまでの論点整理を踏まえ、引き続き具体化に向けた検討を推進することが必要。 ○ 本項目は、二次的利用の促進を目的とす ることから、「調査票情報等の提供及び活用」の項目と統合し、一体的な取組として検討することが適当。 <基本的な考え方> ① 統計データ・アーカイブの整備については、調査票情報等の提供及び活用の促進を目的とするとともに、整備対象とする統計データの範囲は、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータに付随する関連情報（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進め、可能な限り早期に結論を得るよう努める。また、「統計データ・アーカイブ」という名称については、調査票情報等の提供及び活用の促進という整備の目的がより明確になるよう変更を検討する。 ② 「各府省は、引き続き調査票情報等の保管方法」については、引き続き各府省の適切な実施保管を徹底する観点から、その必要性や対処方針を基本計画において示す。</p>

備考（留意点等）

- 本項目は、二次的利用の促進を目的とすることから「第3-4 (1) -1 調査票情報等の提供及び活用」の項目と統合し、一体的な取組として検討することが適当。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当関係WG)	
G)	
統計データの有効活用 ② ←(政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進) (第3WG)	<p>第3-5 その他</p> <p>(2) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、効率的な統計作成、国民等にとって有用なデータの適時な提供及び報告者の負担軽減等を図る観点から、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づく各府省間における統計データとの共有や提供に関する取組を着実に実施するとともに、利用者等のニーズや取組状況等を踏まえ、同計画の見直しを行うよう記述。 ◇ 別表には、本文の記述とほぼ同内容の取組を行うよう記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最適化計画に基づきデータ共有や提供を進め、登録件数等の充実を図るとともに、同計画のフォローアップの一環として実施評価報告書を作成し、同報告書に基づく取組の働きかけ等を毎年度実施していることから、「継続実施」との自己評価。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府統計共同利用システムの登録件数等は、着実に増加しているほか、操作の簡素化・検索機能の見直し等、利用環境の向上・高度化を進める取組も図られていることから、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められているものと評価。一方で、利用環境の一層の向上・利用者ニーズのよりの確かな把握や同システムのうち「統計情報データベース」の登録促進などについては、更なる取組の推進を図ることが必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計データを国民が容易に利用可能な形で適時に提供することは、統計の有用性の確保、報告者の理解と協力量識の醸成という観点からも重要な取組であり、更なる取組の発展・充実を図ることが必要。 ○ また、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)においても、世界最高水準の電子政府の実現に向け、統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定。 <p><基本的な考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各府省は、国民に対する有用な統計データの提供を推進するために、政府統計共同利用システムの統計情報データベースへのデータ登録の拡充を図る。また、総務省統計局は、登録作業の簡素化・支援方策の検討などを通じて、データ登録の促進を図る。 ② 政府統計共同利用システムの情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上の検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
グローバル化への対応 (第1WG・第2WG・第3WG)	<p>第2—公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策—</p> <p>3 社会的・政策的なニーズへの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備</p> <p>◇ 本文には、グローバル化の進展に対応した統計の整備として、貿易に係る情報の高度利用の可能性、外国人住民に係る基本的な統計の整備等の必要性を記述。</p> <p>◇ また、別表には、本文に対応した「輸出入申告情報」の活用、「登録外国人統計」、「人口動態調査」（基幹統計調査）の集計事項の充実等4事項の取組を記述。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 現行計画期間中には、2008 SNA対応のためのデータの提供、出入国管理統計の集計事項の充実等が「実施済」又は「実施予定」とされており、輸出入申告情報の活用（事業所母集団データベースと貿易統計のデータベースの接続等の検討）については次期計画期間内には「実施可能」と自己評価。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 現行基本計画に掲げられた事項については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。</p> <p>○ 「実施予定」の貿易形態別の情報については、平成25年度から内閣府にデータが提供されており、「実施可能」のデータベースの接続等の検討については、事業所母集団データベースの運用が平成25年1月から開始されたとを踏まえ、今後検討を開始するとされていることから、引き続きその対応を注視する。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 企業活動などの現象面におけるグローバル化の進展への対応については、各統計において考慮すべき要素の一つであるため、各統計の対応の中で検討し、次期基本計画にも記載していくこととする。</p> <p>○ 上記以外のグローバル化への対応（国際機関への情報提供、国際統計活動への参加等）については、国際社会における我が国のプレゼンスの向上だけでなく、統計職員の人材育成の観点からも重要であることから、他の関連項目と合わせて整理する。</p> <p>＜基本的な考え方＞</p> <p>① 分野によっては改善の余地がある国際機関への我が国の統計情報の提供については、分野によっては改善の余地があるため、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として全体的な状況を把握するための仕組みを構築するとともに、国際比較可能性の向上の観点から、積極的に国際機関への統計情報提供に努めるなど、国際協力の充実を図る。</p> <p>② 各府省は、が独立行政法人国際社会協力開発機構等他の一員機関として連携し、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受入れなど、独立行政法人国際社会協力機構等の他の機関と連携して統計分野における積極的な国際協力・国際貢献に努める。</p>
備考（留意点）	<p>・ 平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書においては、統計職員等の人材の育成・確保等の一環として、国際的な対応力の強化方策の検討が求められている。</p>



項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
<p>基本計画の推進 （第1WG） （第2WG） （第3WG）</p>	<p>第3—公的統計の整備を推進するために必要な事項二— —5 その他 (2)-(2)— 研究開発の推進（情報通信技術の利活用等）と学会等との連携強化 ◇ 本文には、各府省と学会、大学等との双方の連携強化等を記述。また、別表には、統計委員会が実施する統計利用者との意見交換や学会等との連携等に関する取組を記述。 第4—基本計画の推進・評価等二— 1 基本計画の進捗管理・評価等 ◇ 本文には、基本計画を有効あるものとするための各府省間の密接な連携、施策の進捗状況の適時適切な点検及びび不断の推進の必要性を記述。 ◇ また、別表には、①基本計画推進会議を通じた府省間の連携、②統計法第55条等に基づく施行状況報告及び統計委員会による審議、③調査研究の実施等の5事項の取組を記述している。②については、ほば法の規定に沿った内容。 第4—2 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の促進 ◇ 本文には、基本計画の関連施策情報の提供、国民の意見、ニーズの把握及びその反映の推進を記述。別表には、該当する記述なし。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>【第3部分】 ○ 【第3部分】—統計利用者から意見聴取を行うとともに、一般社団法人日本品質管理学会に要請していた統計の品質評価に係る研究開発の取組状況について情報共有。 【第4部分】 ○ 【第4部分】—公的統計基本計画推進会議の開催を通じた府省間の連携確保、統計法施行状況報告の公表及び統計委員会への報告を実施。また、統計委員会においては、施行状況審議並びに国民生活基礎調査、住宅・土地統計調査及び漁業センサスの変更に係る諮問審議等を実施。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>【第3部分】 ○ 【第3部分】基本計画に掲げられた事項については、おおむね計画に沿った内容の取組が行われている。 【第4部分】 ○ 【第4部分】基本計画に掲げられた事項については、統計法に規定されている事項でもあることから、おおむね計画に沿った内容の取組が進められ、既に定着している。 ○ ただし、現行基本計画に掲げられた理念を踏まえつつ、次期基本計画に向け、新たな取組等の検討が必要。</p>

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 基本計画に掲げる各種施策をより一層効果的に実施するためには、府省間の密接な連携及び適切な役割分担を図るとともに、統計委員会としても統計法や基本計画に掲げられた理念を踏まえ継続的な取り組みが必要。その際、統計法第55条第3項の枠組みの中で対応。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>【第3部分】</p> <p>○ 関係府省における 各々の研究開発による成果等を共有するため、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として、各府省における研究開発成果の情報の共有ができるような仕組みを構築する。</p> <p>【第4部分】</p> <p>統計委員会は、統計法第55条に基づく同法の施行状況について報告されたことに対して以下の取組を実施する。</p> <p>① 基幹統計（基幹統計調査）のうち、これまで統計委員会に諮問されていない統計を中心に、統計法施行状況報告に基づき実施状況を踏まえ、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況を計画的に確認する。</p> <p>② 統計委員会における諮問審議の答申に記した今後の課題について、一定期間以上対応状況が確認されていない基幹統計に関するフォローアップを計画的に実施する。また、統計調査の実施現場の状況を理解するため、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会における審議に活用する。</p> <p>③ 基本計画部会の下にワーキンググループを設置するなどして、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（次測値の補てい定や非対称分布推計の見直し等）に関する研究の実施や、日本学術会議及び関連学会との連携強化方策を検討する。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の成果の共有については、ワーキンググループの報告 他の関連事項と合わせて整理。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
基幹統計の整備 （第1WG・第2WG）	<p>第2-1第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備</p> <p>◇ 本文には、新統計法の全面施行を控えた時期であったことから、①新統計法の該当条文（第2条第4項）、②基幹統計化の個別判断に当たっての判断要素の例、及び③法定基幹統計（国勢統計及び国民経済計算）と経済構造統計の重要性等を記述。</p> <p>◇ また、別表及びその別紙には、①指定統計から基幹統計に移行する統計の整備（一定の検討を行う基幹統計等5事項）、②新たに基幹統計として整備する統計（5事項、すべて加工統計）、③将来の基幹統計化について検討する統計（9事項、調査統計6事項、加工統計2事項、業務統計1事項）の区分に応じて、それぞれ個別の理由、留意事項、検討の方向性等を記述。</p>
平成24年度統計 法施行状況報告 の概要	<p>○ 平成24年度においては、「社会保障費用統計」の基幹統計化、「理蔵鉱量統計」の基幹統計としての指定解除等が行われ、上記①の「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」及び②「新たに基幹統計として整備する統計」の事項については、「現在推計人口」を除き、ほぼ措置済み。</p> <p>○ 上記③の「将来の基幹統計化について検討する統計」については、平成24年度に「法人建物調査（一般統計調査）」の「法人土地基本統計」（基幹統計）への統合が行われているものの、他は「実施可能」又は「実施予定」等の自己評価。中には、輸出入者等の理解を得ることが困難等の理由から「実施困難」とする業務統計（貿易統計）や廃止された一般統計調査（「食料品生産実態調査」、「米麦加工食品生産動態統計調査」）も有り有る。</p>
平成24年度統計 法施行状況報告 の評価	<p>○ 上記①の「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」及び②の「新たに基幹統計として整備する統計」については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。</p> <p>○ また、上記③の「将来の基幹統計化について検討する統計」については、「実施済」は一部にとどまっているものの、残された事項については「実施予定」又は「実施可能」との自己評価が大半となっており、引き続きその対応を注視する。ただし、「実施困難」としている事項や、廃止された調査の取り扱→取扱いについては、次期基本計画に向けた検討の中で、整理が必要。</p>
次期基本計画に おける取扱い及 び基本的な考え 方	<p>○ 旧法上の指定統計から基幹統計への移行は完了。残された課題については、検討を継続する。</p> <p>○ 現行基本計画においては、指定統計から基幹統計への移行のため、統計法の規定、基幹統計化の判断要素等を記載しているが、基幹統計化が済んだことから項目としては削除。別紙の課題についても実施済みのものが多いため、別表に統合するよう整理する。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>1 個別の課題については、各関連項目の中で取り上げることとし、現行基本計画の項目及び別表の別紙は整理する方向とする。</p> <p>2 個別課題については、以下のとおり整理することとする。</p> <p>① 現行基本計画の別表（別紙）の「新たに基幹統計として整備する統計」のうち「現在推計人口」については、新たに外国人住民の登録が行われるなど住民基本台帳制度の変更による状況を踏まえつつ引き続き基幹統計化の検討を進める。また、「将来の基幹統計化について検討する統計」に掲げられた事項のうち、「実施可能」と自己評価しているものについては、基幹統計化に向けた課題の整理等を行った上で、引き続き検討を続ける。</p> <p>② 「食料品生産実態調査」、「油糧生産実態調査」及び「米麦加工食品生産動態等統計調査」については、「油糧生産実態調査」以外の2調査が既に廃止されていることに加え、「油糧生産実態調査」においても他の「生産動態統計」（基幹統計）と同様の措置がなされる予定であることから、次期基本計画の課題とはしない。</p> <p>③ 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、統計委員会における審議は統計の作成（集計）方法が中心と</p>

なることや国民への情報提供の充実等という観点も考慮して、引き続き基幹統計化の可否について検討するし、結論を得る。

備考（留意点）

現行基本計画の項目対応表(第2-1(1)分)

-	項 目	具体的な措置、方策等
No.2	第2-2-(1) ア 推計枠組みに関する諸課題	<p>○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の二次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。</p>
No.9		<p>○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。</p>
No.10	第2-2-(1) イ 基準年次推計に関する諸課題	<p>○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表と又表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply-Use Tables)/IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。</p>
No.11		<p>○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けて検討する。</p>
No.12		<p>○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法については、報告者の負担が増大しないよう、米国民経済センサスも参考しつつ、産業別調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作成における精度向上を図る。</p>
No.13	第2-2-(1) ウ 年次推計に関する諸課題	<p>○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。</p>
No.14		<p>○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。</p>
No.15		<p>○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。</p>

No.16	<p>○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ペクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的推計法(供給側)を有効に組み合わせることで、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。</p>
No.17	<p>○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱いが必要はよみや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれ建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。</p>
No.18	<p>○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンシューマータの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。</p>
No.19	<p>○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。</p>
No.26	<p>第2-2-(1)＝ エ 四半期推計に関する諸課題</p>
No.28	<p>○ ① 四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、② 長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。</p>
No.31	<p>○ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。</p>
No.33	<p>○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。</p>
No.47	<p>○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇業者報酬以外の分種面からの四半期推計を行うことを検討する。</p> <p>第2-2＝ (6) ネットワーク統計の整備</p>

【関連事項】 No.93	第2-3- (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。
No.124	第3-2-(1)統計システムの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。
【関連事項】 No.194	別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	【産業連関表(延長表)(加)] — 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。